

健感発第 1126002 号
平成 19 年 11 月 26 日

各 (都 道 府 県)
政 令 市 衛生主管部(局)長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局結核感染症課長



ウイルス行政検査および細菌、寄生虫等の行政検査について

ウイルス行政検査については、平成 12 年 5 月 8 日付け健医感発第 43 号「ウイルス行政検査について」により実施しているところですが、事務処理の効率化を図ることとし、同通知を下記のとおり改正しましたので管下関係機関に対し周知願います。また、これに伴い細菌、寄生虫等の行政検査についても、平成 12 年 7 月 11 日付け感染研総発第 393 号「細菌、寄生虫等の行政検査について」に基づき、下記に準じた扱いとなりますのであわせて周知願います。今後とも引き続き、病原体等の検査の迅速な実施に特段のご協力をお願いします。

記

1. 記の 2(1)を「行政検査を依頼しようとするときは、地方衛生研究所の所長又は当該検査を所管する部局の長以上の者の公印の押印された別紙様式とともに検体を直接、国立感染症研究所長あてに送付すること」に改める。
2. 記の 2(2)中、「適当な容器に入れること。」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定を踏まえて容器を選定すること。」に改める。
3. 別紙様式中、「氏名（都道府県知事、政令市長、特別区長）」を「職氏名」に改める。